11月15日は「愛媛県知事選挙」の投票日

■**当日投票所**　自分の投票所・投票時間をよく確かめてから投票しましょう。なお、投票所の住所はホームページをご覧ください。

※下記の投票所の選挙人の方はご注意ください。

【宇和島地区】第１投票区投票所
旧岩村万年堂前大平ビル
⬇
旧岩村万年堂　に変更

【吉田地区】第38投票区投票所
鳥首集会所
⬇
喜佐方公民館　に変更

【宇和島地区】第11投票区投票所
高光公民館の投票時間を
午前７時～午後８時
⬇
午前７時～午後６時　に変更

【津島地区】第57投票区投票所
久保津集会所
⬇
岩松公民館（第56投票区）に変更

○投票所一覧

地区	投票区	投票所施設名	投票時間
宇和島	1	**旧岩村万年堂　※投票所変更**	午前７時～午後８時
	2	鶴島小学校屋内運動場	
	3	宇和津小学校屋内運動場	
	4	宇和島市役所	
	5	済美保育園	
	6	城北中学校屋内運動場	
	7	旧環太平洋大学短期大学部学生食堂	
	8	総合福祉センター	
	9	大浦自治会館	
	10	城東中学校屋内運動場	
	11	**高光公民館　※投票時間変更**	午前７時～午後６時
	12	九島公民館	
	13	石応公民館	
	14	小池地区体育館	
	15	天満集会所	
	16	三浦公民館西三浦分館	
	17	番城小学校屋内運動場	午前７時～午後８時
	18	祝森公民館	
	19	甘崎集会所	午前７時～午後６時
	20	津の浦集会所	
	21	市役所宇和海支所	
	22	旧結出小学校	
	23	旧蒋淵小学校	午前６時30分～午後４時
	25	矢ヶ浜集会所	
	26	戸島小学校	
	27	嘉島集会所	
	28	市役所日振島出張所	
	29	喜路集会所	
	30	旧ＪＡえひめ南能登出張所	
吉田	31	吉田公民館	午前７時～午後６時
	32	吉田地区体育館	
	33	知永集会所	
	34	中浦集会所	
	35	南君西集会所	
	36	大良集会所	
	37	立目集会所	
	38	**喜佐方公民館　※投票所変更**	

地区	投票区	投票所施設名	投票時間
吉田	39	河内中集会所	午前７時～午後６時
	40	立間公民館	
	41	中組集会所	
	42	中之谷集会所	
	43	深浦集会所	
	44	玉津公民館	
	45	白浦コミュニティセンター	
	46	御殿内集会所	
	47	御舟手集会所	
三間	48	農村生活文化ふれあい交流館	午前７時～午後６時
	49	小沢川集会所	
	50	戸雁集会所	
	51	是能集会所	
	52	三間基幹集落センター	
	53	大内集会所	
	54	中野中集会所	
	55	告森消防詰所	
津島	56	**岩松公民館　※投票区統合**	午前７時～午後６時
	58	近家集会所	
	59	清満公民館	
	60	増穂集会所	
	61	山財集会所	
	62	御槇地区自然休養村管理センター	
	63	畑地コミュニティセンター	
	64	上槙集会所	
	65	下灘公民館	
	66	須下集会所	
	67	成集会所	
	68	平井集会所	
	69	浦知集会所	
	70	凧鳴集会所	
	71	脇集会所	
	73	北灘公民館	
	74	尻貝集会所	
	75	福浦集会所	
	76	旧南部小学校	

■投票できる人

○年齢要件

令和８年11月15日現在で満18歳以上の方
（平成20年11月16日以前に生まれた方）

○転入

令和８年７月28日以前に宇和島市に転入の届出をし、以後引き続きお住まいの方は宇和島市で投票ができます。

令和８年７月29日以後に宇和島市に転入の届出をした人は、当市の選挙人名簿に登録されてないため投票できません。ただし、県内から転入し、引き続き県内に住むことの確認を受けた人またはその証明書の交付を受けた人は、元の名簿登録地で投票ができます。

○転出

県内へ令和８年７月15日以降に転出し、令和８年７月29日以後に転入届出をした場合で、引き続き県内に住むことの確認を受けた人またはその証明書の交付を受けた人は、宇和島市で投票ができます。

※県外へ転出した人は投票できません。

■転居した人の投票

令和８年10月24日以後の市内転居者は、元の投票区での投票となります。

■不在者投票

【滞在地での不在者投票】

仕事や旅行などで滞在している市区町村の選挙管理委員会で、不在者投票ができます。

①宇和島市選挙管理委員会に、投票用紙などを請求してください。(請求書兼宣誓書は、市ホームページからもダウンロードできます。)

②投票用紙、投票用封筒（外封筒・内封筒)、不在者投票証明書が交付されます。

③交付された書類を持って、最寄りの市区町村選挙管理委員会で不在者投票をしてください。

※不在者投票証明書の入った封筒を開封すると投票できません。

【指定施設での不在者投票】

不在者投票指定施設（病院や老人ホームなど）や、法令で定められた施設（刑事施設など）に入院・入所中であれば、その施設で不在者投票ができます。

【郵便による不在者投票】

選挙人で重度の障がいのある人は、郵便により在宅で不在者投票をすることができます。

対象：次のいずれかの条件にあてはまり、「郵便等投票証明書」の交付を受けている人

	障がい名	障がいの程度（項症）			
		特別	第１	第２	第３
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害		○	○	
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい		○	－	○
	免疫・肝臓の障がい		○	○	○
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	○	○	○	
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分「要介護５」

■期日前投票

投票日当日に投票所に行くことができない人は、期日前投票ができます。仕事の予定がある人、レジャーや買い物などで投票区内にいない人なども期日前投票ができます。

【期日前投票所】

投票所名	投票できる人	取扱期間
市役所１階ロビー	市内全域の選挙人	10月30日(金)～11月14日(土) 午前８時30分～午後８時
吉田公民館		
三間公民館		
岩松公民館		
宇和海支所	遊子・下波地区の選挙人	11月９日(月)～11月13日(金) 午前８時30分～午後５時
蒋淵出張所	蒋淵地区の選挙人	
戸島出張所	戸島地区の選挙人	11月９日(月)～11月13日(金) 午前８時30分～午後５時 ※最終日は午後４時まで
日振島出張所	日振島地区の選挙人	
竹ヶ島集会所	竹ヶ島地区の選挙人	11月11日(水) 午前10時～午後１時

■開票

【と　き】投票日当日　午後９時30分～

【ところ】宇和島市役所　２階大会議室

※参観人は、宇和島市の選挙人名簿に登録のある50人までに制限します。

〒798-8601　宇和島市曙町１番地
宇和島市選挙管理委員会事務局　☎49-7038